

男女共同参画社会をめざす情報紙

# さざなみ



No. 14号 成田市  
2007年5月発行



～あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり



スキルを磨いて成田市消防職員になった多田紀子さん

めざす!

難関な技術と知識を  
要する機関員

## Contents (主な内容)★

- ☆ 平成19年度男女共同参画講座のお知らせ
- ☆ あじさいコーナー
- ☆ 男女の健康コーナー
- ☆ さざなみインフォメーション

### ◆男女共同参画社会基本法5本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

# 平成19年度男女共同参画講座のお知らせ



市では、家庭や職場、地域社会など、「あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり」を推進するため、「平成19年度男女共同参画講座」として、男女共同参画セミナーとフォーラム・イン・ナリタを開催します。講座の運営に1年間ご協力くださる男女共同参画推進員の皆さんと共に、自分磨きをしてみませんか。

今年度の「男女共同参画講座」の日程が決まりました。日常目にするマスメディアのこと、仕事のこと、身近な家庭のこと、自分自身のことなどのテーマで男女共同参画について学びます。

また、より深く学び、その成果を家庭や地域社会・職場などで生していただけるように全講座を受講する「年間受講者」と一回毎に受講申し込みをする「一般受講者」とに分けて募集します。

なお、2歳から8歳までの子どもを連れての受講を希望する人のために、講座開設時間帯は託児室を開設し、皆さんの応募をお待ちしています。

☆年間受講者＝その都度申し込みの必要がなく、全講座を優先受講できることや5回以上受講の人には「修了証書」をお渡しするなどの特典があります。また、第1回と第5回男女共同参画セミナー終了後に交流の場も設けています。

## あじさいコーナー

このコーナーでは、市民のみなさんの「男女共同参画社会づくり」を応援する市の取り組みを紹介します。

今回は、図書館で開催している「0・1歳児のおはなし会」です。

おはなし会は、子どものときから本に親しんでいただくため、0・1歳児と保護者とが一緒に参加してもらい、図書館司書が、おなじみのわらべ歌やえほんの読み聞かせを中心に行うプログラムです。



平成19年度も7回開催します。  
お父さんの参加もお待ちしています。

・受講資格＝成田市内に在勤・在学の人で全講座に参加できる予定の人

・募集期間＝平成19年6月28日(木)まで

・募集人数＝50人(定員になり次第締切)

☆申し込み方法＝ハガキ、電話、Eメール等で①住所 ②氏名 ③電話番号 ④「年間受講希望」を成田市役所・企画課(裏面「おたより募集」参照)へ

☆一般受講者＝各開催日の2ヶ月前から受付します。くわしくは「広報なりた」等でお知らせします。

# ☆男女共同参画講座日程☆

講座名	日時	テーマ・講師
第1回 セミナー	6月29日(金) 1:30～	マスメディアとジェンダー～テレビが2倍楽しめる～
		武蔵大学教授・国広陽子氏
第2回 セミナー	7月11日(水) 10:00～	自分発見！再チャレンジ①
		キャリアカウンセラー 栗原知女氏
第3回 セミナー	7月18日(水) 10:00～	自分発見！再チャレンジ②
		キャリアカウンセラー 栗原知女氏
フォーラム・イン・ナリタ	9月30日(日) 1:30～	世界の山々をめざして
		登山家 田部井淳子氏
第4回 セミナー	11月11日(日) 1:30～	あなたと一緒に築きたい男女共同参画社会
		ジャーナリスト 佐藤洋子氏
第5回 セミナー	12月2日(日) 1:00～	すばらしい第2の人生に向けて～自分のことは自分で～
		主夫 早瀬鑛一氏

男女共同参画セミナーの会場は市役所6階会議室。フォーラム・イン・ナリタの会場は成田国際文化会館

## 男女共同参画推進員の皆さんです！



写真は、平成19年度1年間「男女共同参画講座」の企画・運営をしていただき、市長を囲んだ10名の男女共同参画推進員の皆さんです。

(左から福井さん平塚さん、衣笠さん、市長、大野さん、新井さん、今和泉さん、後左から亀谷さん、横内さん、太田さん、岡元さん……)



## 男女の健康コーナー

### お酒

#### ～アルコール依存症～

私たちには、さまざまな場面で飲酒の風習があり、「胸襟を開いて」付き合う手段として役立ってきました。しかし、適量を超えた飲酒には、さまざまな弊害があります。

毎日の飲酒が習慣になるとアルコール依存症におちいり肝機能障害、免疫機能障害、神経の障害など大きなリスクを背負わなくてはなりません。心と体と生活を立て直すにはかなりのエネルギーが必要となります。

アルコール依存症をさけるためには、休肝日をもうけ、ストレス等の発散方法を飲酒以外に見つけましょう。

自分の健康を気づかうことが大事です。

★こころやからだの健康に関する相談は、健康増進課

(保健福祉館本館 ☎27-1111、下総分館 ☎96-1108、大栄分館 ☎73-6881) へ

# さざなみインフォメーション

## ◆ 6月23日～29日は「男女共同参画週間」

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮することのできる“男女共同参画社会”その実現のためには、行政だけでなく、“市民のみなさん一人一人の取り組み”が必要です。この週間は、男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月23日に制定された「男女共同参画社会基本法」の理解を深めるために設けられたものです。

☼市では、男女共同参画週間を記念して、6月29日（金）国広陽子さんをお招きして記念講演会を開催します。皆さんふるってご参加ください。※2～3 ページ参照



## ◆ DVを含む「男性のための総合相談」のお知らせ

平成19年4月から男性のための総合相談が週2回に拡充されました。DVに関することも含め様々な悩みについて相談に応じています。

相談種別	相談日	時間	場所
電話相談	火・水曜日	16:00～20:00	—
カウンセリング	毎2. 4土曜	13:00～17:00	ちば県民共生センター
	毎1. 3木曜	16:00～20:00	けやきプラザ

☆けやきプラザは、JR我孫子駅南口徒歩1分のところにあります。

詳しくは、

ちば県民共生センター(☎)043-285-0231  
へ

## ☼働くお母さん・お父さんの豆知識☼

### 「改正男女雇用機会均等法」が施行

◎6月は「男女雇用機会均等月間」です。  
◎平成19年4月1日から、男性を含めた雇用管理上必要なセクシュアル・ハラスメント対策措置などを定めた、「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。  
改正のポイントは、①「性別による差別禁止の範囲の拡大」（男性に対する差別も禁止されます）。②「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」、③「セクシュアルハラスメント対策」では、男性も対象となり事業主が講ずべき措置が明確化されました。④「母性健康管理措置」などです。

◎男女雇用機会均等法に関する問合せは、千葉労働局雇用均等室(☎043-221-2307)へ

## ◆おたより募集中！

☆「さざなみ」に取り上げてほしいことや男女共同参画に関するご意見・ご感想などをお送りください。お待ちしております。

☆おたよりの送付先

〒286-8585 成田市花崎町 760

成田市企画政策部企画課 男女共同参画班

☎20-1500

ファクス 24-1006

Eメール [kikaku@city.narita.chiba.jp](mailto:kikaku@city.narita.chiba.jp)

## 編集後記

木々が柔らかい葉に身を包み、蛙や鶯が鳴き始め自然がゆっくり動き出す春。自分が“ふっと”よみがえる季節です。

※さざなみは、支所、公民館、図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)にもあります。